

建物および設備における主な石綿使用状況

平成26年3月31日現在

対象	使用箇所	現状(使用状況等)	備考(対応状況他)	
石綿を含有する吹付け	建物の吸音、断熱材、耐火材として使用。	・2棟	2008年の厚生労働省通達などの国の動きを受けて、調査を実施。定期点検を行い、安全を確認している。可能な限り早期の除去等の対策を実施していく。	
石綿含有製品	建材	建物の耐火ボード、床材等に使用	・H18.8以前に使用された建材に含まれていると考えられる。それ以降は石綿含有製品は使用していない。	
	防音材	変圧器の防音材(変電設備)	・5台	
	石綿セメント管	地中線用の管路材料(送電設備)	・巨長:約2.7km	
	保温材	発電設備(火力設備)	・石綿含有製品残数: 約3,300m ³ (全数の約8%)	
	緩衝材	送電設備等の懸垂がいし	・石綿含有製品残数: 約642,000個 (全数の約26%)	成形品であり、加えてがいし内部に封入されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく。
	増粘剤	架空送電線用の電線	・電線防食剤 巨長:約199km (架空送電線全巨長の約2.5%)	油性材料の内部に固着されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく。
	シール材・ジョイントシート	発電設備(火力設備) 発電設備(原子力設備)	・石綿含有製品残数: 約26,600個(全数の約29%) ・石綿含有製品残数: 約36,000個(全数の約66%)	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、非石綿製品のあるものについては、定期検査や修繕工事の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。